

# えひめけん 愛媛県パーキングパーミット制度

（身体障がい者等用駐車場利用証制度）



県内の公共施設やショッピングセンターなどに設置された身体障がい者等用駐車場（車椅子マークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難な方に、県がパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）を交付し、その駐車場を本当に必要とされる方に利用していただけるようにする制度です。

車の乗り降りに広さを必要としない方は「プラスワンスペース」を利用してください。



パーキングパーミット制度の利用者が増えたことに伴い、車いす利用者が身体障がい者等用駐車場に駐車できないことが多くなりました。そこで、施設入口付近の一般の駐車幅のスペースを新たに「プラスワンスペース」と位置づけ、制度の対象とすることにしました。車の乗り降りに広さを必要としない方は「プラスワンスペース」を利用してください。



身体障がい者補助犬について

愛媛県パーキングパーミット制度